

大会決議

下水道は、快適な生活環境の改善や公共用水域の水質保全及び浸水防除に欠かすことのできない重要な社会基盤施設であり、未普及地域の解消、浸水対策、地震・津波対策、老朽化対策、高度処理の推進、合流式下水道の改善など、多くの施策が求められています。

下水道事業が計画的、継続的にサービスを住民に提供するためには、これに必要な制度の堅持、拡充とその所要額の確保が不可欠です。また、東日本大震災で被災した市町村においては、下水道経営に係る財政措置の拡充が必要です。一方では、新下水道ビジョンに沿って、下水道管理者が自ら適切に事業を推進していくためには、国として必要な制度の整備と併せて計画的な技術開発を推進するとともに、下水道事業に対する積極的な財政的・技術的な支援や地方債及び地方交付税制度の充実が必要です。

今後、下水道事業に適切な予算措置がなされない場合、国民の生活や経済活動に大きな支障をきたし、人命や財産が失われるなど甚大な被害となる恐れがあることから、下水道事業を持続的に実施するため、次の諸施策について特段の措置が講じられるよう国に対して強く要望します。

記

一、下水道の事業促進を図るために、平成二十七年度下水道事業予算や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の所要額を確保するとともに、下水道事業管理の適切な推進のために必要な制度の創設を図ること。

一、局地的な大雨等の頻発により、内水氾濫のリスクが増大していることから、事前防災・減災の観点に立って「下水道浸水被害軽減総合事業」への交付対象範囲を拡大し、内水浸水シミュレーションに基づき内水氾濫リスクが高い地域を追加するとともに、水防管理者との連携などソフト対策の強化や柔軟な雨水対策を実施するための公共下水道事業の拡充を図ること。

一、官民協働での浸水対策の取組として、民間事業者が貯留施設等を整備する際に、国が、地方公共団体と民間事業者を一体的に支援する「特定地域都市浸水被害対策事業」など、必要な制度の創設・拡充を図ること。

一、「首都直下地震対策特別措置法」制定、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」改正に基づき、これらの対象地域を「下水道総合地震対策事業」の地区要件に追加すること。

一、未普及地域の早期解消に向けて、発注方式の見直しや民間能力の更なる活用、実績にとらわれない新工法・新技術の導入等を組み込み、先進的かつ計画的に事業を行う地方公共団体について、交付対象範囲を拡大する「下水道整備推進重点化事業」を創設するとともに、都道府県構想等の策定を交付対象に追加する「効率的汚水処理整備計画策定事業」を創設すること。

一、効率的かつ迅速な下水道管渠整備を推進するため、「民間活力イノベーション推進下水道事業」の拡充や管渠の交付対象範囲の算定の簡素化により、民間のノウハウや資金の活用を推進するとともに、地方公共団体に対する支援体制の充実を図ること。

一、下水道事業への公営企業会計の適用拡大に関して、各事業体の置かれている様々な事情に配慮し、移行経費に対する地方財政措置を拡充するとともに、十分な移行準備期間を設けること。

一、逼迫した地方公共団体の財政状況のもと、下水道経営の安定と一層の健全化を図るため、地方債制度の改善を図るとともに、下水道に係る地方交付税の総額を確保し、元利償還金への地方交付税措置等を充実すること。

右、決議する

平成二十六年十一月五日

下水道事業促進全国大会